

重 要 事 項 説 明 書

（ 短期入所生活介護 ）

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生省令第 3 7 号第 1 2 5 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者名称	社会福祉法人うすい会広島光明学園
代表者氏名	理事長 碓井 法明
法人所在地 (連絡先)	広島市東区牛田本町 5 丁目 1 番 2 号 電 話 0 8 2 - 2 2 8 - 5 6 7 3 F A X 0 8 2 - 2 2 8 - 5 6 2 3

2. ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム第二高陽荘（空床利用型）
介護保険指定事業者番号	広島市指定 3 4 7 0 1 1 0 0 9 3
施設の所在地	広島市安佐北区深川八丁目 3 6 番 7 号
電話番号 F A X	電話 0 8 2 - 2 0 7 - 4 6 1 1 F A X 0 8 2 - 5 5 4 - 1 7 6 1
管理者	長谷川 美紀
専用居室	なし（空床利用型）

3. 事業所の設備概要 （空床型）

- 定員 1 8 名
- 居室 1 8 室
- 居室内には、ベッド、ロッカー、収納棚を備品として備えています。
- 食堂
- ユニット毎に、それぞれ必要な広さを確保し、テーブルやイス等必要な備品を備えています。
- 浴室
- 浴室は利用者が使用しやすいように十分な広さを確保しています。
- 洗面所及び便所
- ユニット毎に洗面所や便所を設置しています。

4. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（特別養護老人ホーム第二高陽荘と兼務）

職種	人員	業務内容
管理者（施設長）	1 名	管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
医師	1 名	利用者の診療、及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。
介護支援専門員	1 名	施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。
生活相談員	1 名	利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。
栄養士	1 名	利用者に提供する食事の管理、利用者の栄養指導に従事する。
機能訓練指導員	1 名	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
看護職員	1 名	利用者の保健衛生管理及び看護業務を行う。
介護職員		利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。 (利用者 3 名に対し 1 名以上の職員体制をとります。)

5. 事業所のサービスの内容

食 事	栄養士の立てる献立表により、バラエティに富んだ食事を提供します。食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるように配慮します。 (食事時間) 朝食 7:40~ 昼食 11:45~ 夕食 17:40~
入 浴	週 2 回の入浴又は清拭を行います。
排 泄	排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
機能訓練	機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
健康管理	嘱託医師により健康管理に努めます。また、緊急等必要な場合には、協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。
相談及び援助	利用者及びそのご家族からの相談については、誠意を持って応じます。
送 迎	希望により、来園が困難な方は、送迎車で入退去の送迎を行います。
通 院 等	ショートステイご利用中に、通院等により送迎が必要な場合は、緊急の場合を除き、ご家族にご対応して頂きます。
レクリエーション行事	施設行事計画に沿ってレクリエーション行事を企画します。

6. 施設利用に当たっての留意事項

面 会	面会時間 8：30～17：30 必ずその都度、面会簿にご記入下さい。
食 事	食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には「食事に係る自己負担額」は減免されます。
居室・設備・器具の利用	○ 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。 ○ 故意又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者又はそのご家族の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。 ○ 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、利用者ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。 ○ 施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
喫 煙	敷地内は全面禁煙とさせていただきます。
貴重品の管理	ご利用者又はご家族からの申し出に基づき、保険証等の書類、認印等について管理・保管します。保管の手続きは、別紙「預り証」にて行います。 現金・預金（通帳）の管理については、別に定める「金銭管理規程」によるものとし、別紙「金銭管理に関する契約書」にご同意頂いた場合にお預かり致します。 上記によらず、ご利用者が持ち込まれた貴重品類の紛失について、当施設は責任を負いかねますので、ご了承下さい。
そ の 他	○ 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には施設の従業者にご一報ください。 ○ 利用者は、施設内の機械及び器具を利用させる際には、必ず従業者に声をかけてください。 ○ 施設内での金銭及び食物等のやりとりはご遠慮ください。 ○ 従業者に対する贈物や飲食のもてなしはお受けできません。

7. サービス料金

(1) 基本料金及び加算料金

厚生労働大臣が定めるものであり、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定しており、単位数及び金額については、別紙「サービス料金表」のとおりとなります。

当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

加算料金については、事業所の人員体制の変動やご利用者の状況により、算定する加算が異なります。対象となる加算については、契約時に説明を行うと共に、変更があった場合には文章により説明させていただきます。

(2) 食費・居住費（日額）

別紙「サービス料金表」のとおりとなります。

(3) レクリエーション行事

施設外レクリエーションについては実費となります（交通費・入場料等）

(4) 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

- ・施設にてクリーニング不可の品
- ・個人で所有の物品（車椅子・テレビなど）の修理代 など

＊おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

(5) その他

・上記の他、ご利用者個人の希望される買い物費用、サービス等は自己負担となります。

8. 利用料、その他の費用の請求および支払い方法

- (1) ご利用月の翌月 15 日までに請求書をお渡しします。請求書を受け取った月の末日までにお支払い下さい。受領した翌月に領収書をお渡しします。
- (2) お支払い方法は、原則口座振替のみとなります。対応する金融機関の口座をお持ちで無い場合や、金融機関の届出印を紛失された場合など、やむを得ない場合については、郵便振替、又は窓口で現金にてお支払いください。
- (3) 口座振替は毎月 20 日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に指定の金融機関より引落をさせていただきます。引落日の前日までに、ご指定の口座に利用料金を入金して頂けますようお願い致します。
- (4) 口座振替依頼書の提出期限は口座振替日の 30 日前迄となります。
- (5) 手続きが間に合わなかった場合や、残高不足等の事由により、引落が出来なかった場合については、翌月の引落の際に併せて引落させていただきます。

9. 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者またはご契約者の希望により、下記医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

① 協力医療機関

医療機関の名称	高陽ニュータウン病院
所在地	広島市安佐北区亀崎四丁目 7 番 1 号
診療科	内科、消化器内科、胃腸内科、循環器内科、小児科、整形外科、眼科、放射線科、リハビリテーション科、はり灸

10. 非常災害対策

非常時の対応	社会福祉法人 うすい会 広島光明学園 防火管理規程にのっとり対応を行います。
近隣との協力関係	近隣の町内自主防災会と災害応援協力協定書を締結し災害等の応援協力を得ています。
平常時の訓練等	防火管理規程にのっとり夜間及び昼間を想定した避難訓練を毎月行います。
消防計画等	消防署への届出日：令和5年4月14日
	防火管理者： 防火管理規程のとおり

11. 緊急時の対応

サービスの提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

12. 事故発生時の対応及び賠償責任

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び関係各機関並びに契約者又は家族に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。

サービスの提供にあたって、万一の事故発生に備えて事業所において損害賠償保険に加入します。

サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、天災地異など不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、利用者の側に重過失がある場合は、この限りではありません。

13. 秘密保持と個人情報の保護

- (1) 事業者および従業員は、サービスを提供する上で知り得たご利用者及びご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。また、事業者は、従業員が退職後においても、これらの秘密を保守すべき旨を従業員との服務規程の内容としています。
- (2) 事業者は、契約書においてご契約者から同意を得た範囲内で、サービス担当者会議等においてご利用者及びそのご家族の個人情報を提供するものとします。事業者は、ご利用者及びそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

14. 利用者の尊厳

利用者の人権、プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います。

15. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。
但し、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族

へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

16. 虐待の防止

当事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

17. サービス提供に関する相談・苦情

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

【事業者の窓口】 特別養護老人ホーム第二高陽荘	電 話 番 号 082-841-0311 ファックス番号 082-841-0312 受 付 時 間 午前 9 時～午後 5 時
【市町村（保険者）の窓口】 広島市役所健康福祉局高齢福祉部 介護保険課	広島市中区国泰寺一丁目 6 番 34 号 電 話 番 号 082-504-2183 ファックス番号 082-504-2136 受 付 時 間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
【市町村（保険者）の窓口】 広島市安佐北区役所 厚生部福祉課 高齢介護係	広島市安佐北区可部三丁目 19 番 22 号 電 話 番 号 082-819-0621 ファックス番号 082-819-0602 受 付 時 間午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
【公的団体の窓口】 広島県国民健康保険団体連合会	広島市中区東白島町 19 番 49 号 国保会館 電 話 番 号 082-554-0770 ファックス番号 082-511-9126 受 付 時 間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
【公的団体の窓口】 広島県社会福祉協議会	広島市南区比治山本町 12 番 2 号 電 話 番 号 082-254-3419 ファックス番号 082-569-6161 受 付 時 間 午前 8 時 30 分～午後 5 時

18. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無し
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

令和 年 月 日

利 用 者	私は、本書面により事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。			
	住 所	〒 —		
	氏 名			
	電話番号	() —	FAX	() —

☐ 利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、
私（契約者）が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

契 約 者	私は、本書面により事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。			
	本 人 と の 関 係			
	住 所	〒 —		
	氏 名			
	電話番号	() —	FAX	() —

事 業 者	事業者は、短期入所生活介護の利用にあたり、利用者及び契約者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。			
	事 業 者	〒 7 3 2 - 0 0 6 6 広島市東区牛田本町五丁目 1 番 2 号 社会福祉法人うすい会広島光明学園		
	事 業 所	〒 7 3 9 - 1 7 5 1 広島市安佐北区深川八丁目 3 6 番 7 号 特別養護老人ホーム第二高陽荘 説明者		
	電話番号	(0 8 2) 8 4 1 - 0 3 1 1	FAX	(0 8 2) 8 4 1 - 0 3 1 2